

令和6年11月15日

## 「萩交通圏」と「柳井交通圏」の営業区域において 日本版ライドシェアを許可しました

～山口県内での日本版ライドシェアの導入は、“初”となります～

「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、タクシー事業者の管理の下で、タクシーを補完する目的で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、タクシーが不足する曜日や時間帯において、有償で運送サービスを提供するものです。

中国地方では、これまで「広島交通圏」を始め、「鳥取県（日野郡を除く）」、「東広島市」、「益田市（旧匹見町）」及び「佐伯交通圏」の各営業区域での実施について許可を行ってきましたが、この度、山口県内の「萩交通圏」及び「柳井交通圏」の2か所の営業区域で許可を行いましたのでお知らせします。

山口県内での許可は初めてであり、いずれの区域でも配車アプリを使わない日本版ライドシェアとして実施されるものとなります。

国土交通省では、安全・安心を確保しつつ地域の移動の不足の解消につなげるため、雨天時や酷暑時、イベント開催時等のタクシー需要が高まる時期に、日本版ライドシェアを利用しやすくするためのバージョンアップを行っており、直近では紅葉シーズン等に活用しやすくするために制度改善を行っているところです。

中国運輸局では、引き続き、日本版ライドシェアの利用者の利便性向上に取り組んでまいります。

### 記

1. 許可年月日：令和6年11月15日
2. 許可権者：中国運輸局山口運輸支局長
3. 許可を受けた営業区域、事業者名称、許可車両数、期間及び時間帯：

営業区域	事業者名称 ( )は実施営業所名	許可 車両数	期間及び時間帯
萩交通圏 ※1	第一交通株式会社(萩)	1台	金曜日又は土曜日の 16時台～翌5時台
柳井交通圏 ※2	柳井三和交通株式会社(本社) 柳井第一交通株式会社(本社)	1台 1台	

※1 萩交通圏とは

萩市、阿武郡阿武町、山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る）の区域を指します。

※2 柳井交通圏とは

柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町の区域を指します。

### 【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 石井、小林、伊藤  
電話：082-228-3450  
中国運輸局山口運輸支局輸送・監査担当 寺崎、岩永  
電話：083-922-5336

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、営業区域ごとにタクシーが不足する時期、時間帯及び不足車両数を特定



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

東京の例

## 【タイプ1】配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定し、自家用車活用事業を行う地域(大都市部)

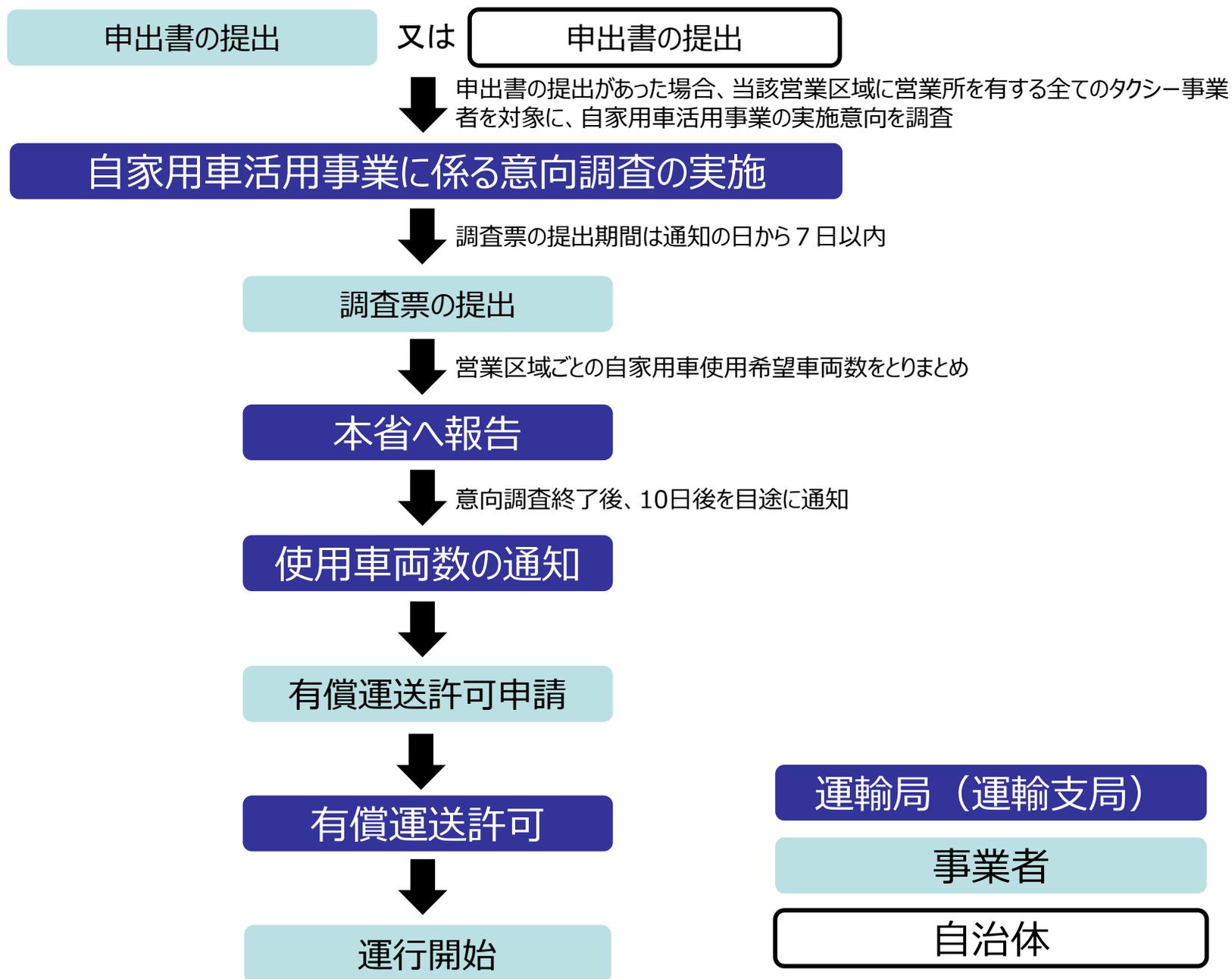
東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡(12地域)

## 【タイプ2】その他の地域(大都市部以外)

簡便な方法※により不足車両数を算定し、タクシー事業者に実施意向がある場合は実施が可能

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。

※ただし、自治体が特定の曜日、時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足する曜日、時間帯及び不足車両数とみなす。





## 【タイプ2(大都市部以外)】 萩交通圏

日本版ライドシェアの許可を受けたタクシー事業者数 (使用可能車両数)

金・土曜日の16時台～翌5時台に対して、1事業者 (1台)

【参考】萩交通圏の法人タクシー事業者数5事業者、車両数55台 (令和6年10月31日現在)

## 【タイプ2(大都市部以外)】 柳井交通圏

日本版ライドシェアの許可を受けたタクシー事業者数 (使用可能車両数)

金・土曜日の16時台～翌5時台に対して、2事業者 (2台)

【参考】柳井交通圏の法人タクシー事業者数4事業者、車両数77台 (令和6年10月31日現在)

## これまでの日本版ライドシェアのバージョンアップの実施内容

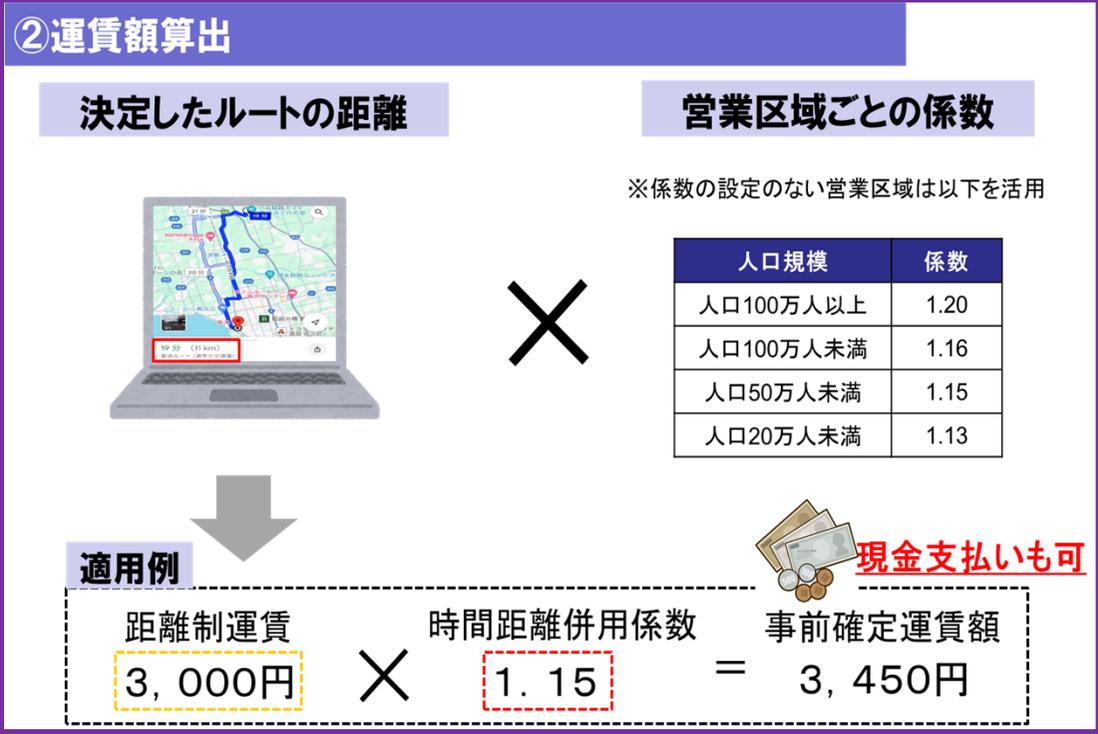
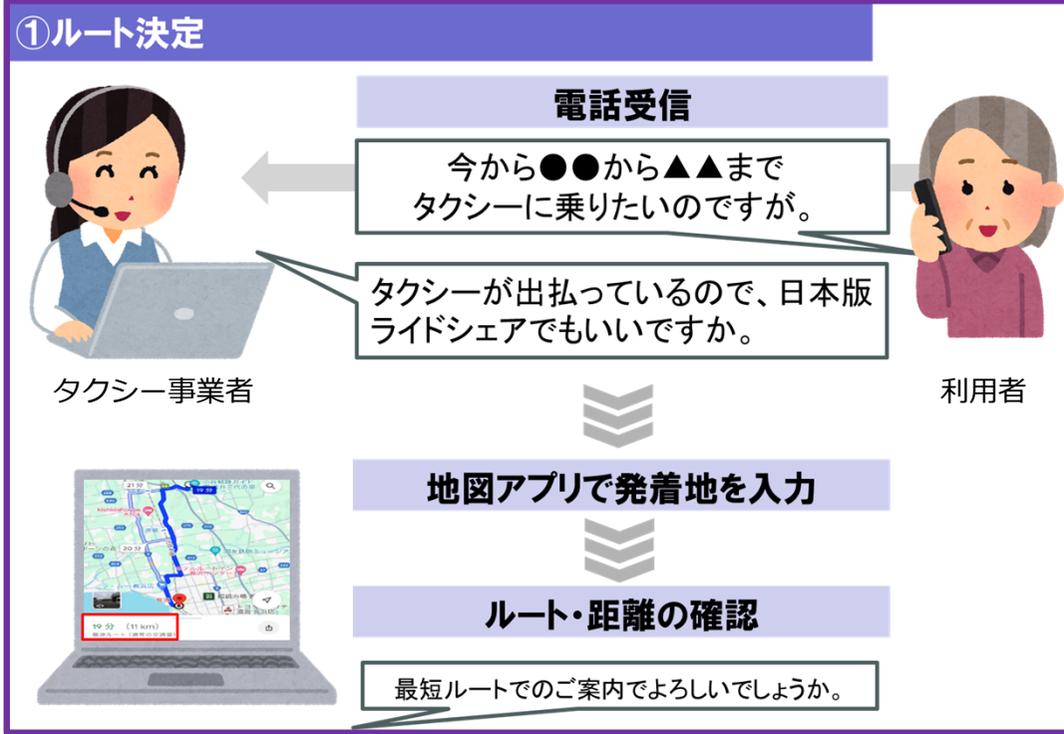
- 6月28日 雨天時における対応
- 8月5日 酷暑における対応
- 8月5日 イベント開催時における輸送力向上方策
- 9月10日 災害対応時の自家用車活用事業の活用
- 9月10日 配車アプリを使用しない自動車活用事業の導入
- 9月10日 貨客混載の導入
- 9月10日 協議運賃の導入
- 9月17日 大都市以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充
- 10月11日 鉄道等の公共交通機関の遅延時における自家用車活用事業の活用
- 10月25日 イベント開催時や紅葉シーズン等における自家用車活用事業の活用  
(「8月5日イベント開催時における輸送力向上方策」をバージョンアップしたもの※)

### ※【バージョンアップの内容】

- 日本版ライドシェアを、次の(1)のみ活用可能であったが、(2)でも活用できるように変更
- (1) タクシー事業者がイベント主催者又は周辺公共団体からの要請を受けて実施する場合
  - (2) タクシー事業者が関係地方公共団体と調整・相談の上実施する場合

# 配車アプリが普及していない地域での導入の促進

・ 配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるように、令和6年9月10日に、国土交通省本省がガイドラインを策定。



電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、**地方部での普及**を促進。